



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年8月6日金曜日 第2190号

◇ 目次 ◇

県統計調査の実施.....	569
解除予定保安林にする旨の通知.....	569
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	569
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	569
土地改良区役員の就退任の届出.....	570
道路の区域変更(県道猿田三島線).....	571
道路の供用開始(").....	571
土地改良区の定款変更の認可.....	571
道路の区域変更(県道粟井浅海線).....	571
開発行為に関する工事の完了.....	571
道路の供用開始(県道小田柳谷線外).....	572
道路の区域変更(県道舌間八幡浜線).....	572
道路の区域変更(一般国道441号).....	572
道路の区域変更(県道野村柳谷線).....	572
道路の区域変更(県道内子河辺野村線).....	573
道路の供用開始(").....	573

正 誤

平成22年7月27日付け第2187号愛媛県告示第836号(指定道路の指定)中..... 573

告 示

○愛媛県告示第882号

愛媛県歯科疾患実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例(平成20年愛媛県条例第68号)第3条第2項の規定により告示する。

平成22年8月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 調査の目的
県民の口腔の健康状態を把握し、歯科保健の推進を図るために必要な基礎資料を得る。
- 調査対象の範囲
愛媛県全域における抽出された20地区
- 報告を求める事項
歯科疾患の有無等口腔内の健康状態
- 報告を求める事項の基準となる期日又は期間
平成22年9月1日から同年11月30日までの任意の一日
- 報告を求める者
2で抽出した地区の全世帯及び世帯員
- 報告を求めるために用いる方法
調査会場における健診及び問診結果に基づく他計方式
- 報告を求める期間
平成22年9月1日から同年11月30日までの間

○愛媛県告示第883号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年8月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所
西条市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第884号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成22年8月6日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成22年8月6日から8月19日まで

○愛媛県告示第885号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年8月6日

愛媛県四国中央保健所長 廣瀬浩美

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
丸石製紙株式会社
四国中央市上分町457
代表取締役社長 石村 浩
- 事業場の名称及び所在地
丸石製紙株式会社
四国中央市上分町457
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第23号イ、二、へ、ト、チ
- 変更しようとする事項の内容
排水水の汚染状態及び量の変更
- 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の

値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口(工場排水)
変更なし

備考 この他に、生活排水口が2箇所(今回1箇所廃止し、1箇所新設する。)、雨水排水口が14箇所(今回8箇所廃止し、8箇所新設する。)ある。

(2) 工業用水排水口(新設)

汚水等の汚染状態の値	項 目			
	水素イオン濃度(水素指数)	通常	7.0	
		最大	6.5~7.5	
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	1未満	
		最大	5	
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	1	
最大		10		
全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	1未満		
	最大	1未満		
全磷(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	1未満		
	最大	1未満		
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常	0		
	最大	2,580		

備考 工業用水の余水を排出する。

○愛媛県告示第886号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、丹原町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 8月 6日

愛媛県東予地方局長 佐伯 隆志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 東 肇	西条市丹原町今井83番地 4
"	岡 田 初	西条市丹原町丹原178番地
"	永 井 康 夫	西条市丹原町久妙寺甲349番地
"	渡 部 桂	西条市丹原町池田1500番地 4
"	渡 部 俊	西条市丹原町池田734番地第 1
"	伊 東 康 博	西条市丹原町願連寺330番地 1
"	桑 村 吉 久	西条市丹原町古田甲1340番地
"	越 智 一 馬	西条市丹原町徳能出作28番地
"	黒 河 津 一	西条市丹原町徳能甲278番地 3
"	青 野 春 夫	西条市丹原町高知甲690番地
"	渡 部 光 雄	西条市丹原町田滝甲36番地 1
"	志 賀 恆 久	西条市丹原町田野上方1550番地
"	佐 伯 賢 造	西条市丹原町田野上方775番地 3
"	櫛 部 茂 雄	西条市丹原町長野1695番地
"	眞 鍋 治 夫	西条市丹原町高松甲492番地 1

"	玉 井 强	西条市丹原町高松甲601番地
"	越 智 毅	西条市丹原町川根甲749番地
"	黒 川 道 雄	西条市丹原町北田野1146番地 2
"	藤 田 司	西条市丹原町北田野281番地 3
"	松 木 利 二	西条市丹原町石経823番地
"	大 亀 義 弘	西条市丹原町来見598番地
"	村 上 浩 一	西条市丹原町関屋甲392番地12
"	渡 部 鶴 男	西条市丹原町志川甲323番地 4
"	玉 井 敦 志	西条市丹原町明穂乙97番地 1
"	今 井 義 親	西条市丹原町白坂丙128番地
"	佐 伯 明	西条市丹原町鞍瀬甲884番地
"	渡 部 高 尚	西条市丹原町徳能甲600番地 2
監 事	目見田 操	西条市丹原町願連寺647番地
"	佐 山 等	西条市丹原町田野上方1685番地第 2
"	越 智 實 一	西条市丹原町石経1092番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 豊	西条市丹原町今井113番地 5
"	岡 田 初	西条市丹原町丹原178番地
"	今 井 學	西条市丹原町久妙寺610番地 3
"	渡 部 桂	西条市丹原町池田1500番地 4
"	安 藤 茂	西条市丹原町池田737番地 3
"	目見田 操	西条市丹原町願連寺647番地
"	桑 村 吉 久	西条市丹原町古田甲1340番地
"	越 智 一 馬	西条市丹原町徳能出作28番地
"	黒 河 環	西条市丹原町徳能甲548番地 1
"	青 野 春 夫	西条市丹原町高知甲690番地
"	高 山 誠 一	西条市丹原町田滝甲16番地
"	眞 木 義 剛	西条市丹原町田野上方196番地
"	佐 伯 昇	西条市丹原町田野上方1521番地
"	戸 田 光 政	西条市丹原町長野1593番地第 1
"	眞 鍋 治 夫	西条市丹原町高松甲492番地 1
"	安 倍 正 明	西条市丹原町高松甲572番地
"	青 野 秀 俊	西条市丹原町川根甲213番地
"	黒 川 道 雄	西条市丹原町北田野1146番地 2
"	徳 永 一 高	西条市丹原町田野上方199番地
"	越 智 光 美	西条市丹原町石経542番地第 2
"	越 智 恒 光	西条市丹原町来見421番地
"	村 上 浩 一	西条市丹原町関屋甲392番地12
"	青 野 修 身	西条市丹原町志川11027番地
"	余 吾 恒 夫	西条市丹原町寺尾甲159番地 2
"	越 智 三四郎	西条市丹原町白坂丙60番地 1
"	佐 伯 勇	西条市丹原町明河丙859番地
"	渡 部 高 尚	西条市丹原町徳能甲600番地 2
監 事	黒 河 竹 志	西条市丹原町徳能434番地 1
"	永 井 吉 彦	西条市丹原町長野1858番地 2
"	越 智 實 一	西条市丹原町石経1092番地 2

○愛媛県告示第887号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 8 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	上猿田三島線	四国中央市中之庄町字頭王217番2地先から 同町字宮ノ上668番9地先まで	旧	メートル 3.9～8.0	キロメートル 0.205	
			新	4.6～13.4	0.205	

○愛媛県告示第888号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 8 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上猿田三島線	四国中央市中之庄町字頭王217番2地先から 同町字宮ノ上668番9地先まで	平成22年 8 月 6 日

○愛媛県告示第889号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市畑寺土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年 8 月 6 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成22年 8 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	粟井浅海線	松山市萩原乙237番2地先から 同市萩原甲159番1地先まで	旧	メートル 4.9～14.1	キロメートル 0.167	
			新	10.0～17.4	0.167	
"	"	松山市萩原甲159番1地先から 同市萩原甲155番1地先まで	旧	5.0～9.5	0.236	
			新	5.0～9.5 7.9～31.7	0.236 0.153	
"	"	松山市萩原甲155番1地先から 同市萩原乙180番22地先まで	旧	5.1～8.4	0.215	
			新	5.4～24.6	0.215	

○愛媛県告示第891号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 平成22年 8 月 6 日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建(開)第19号 平成22年 7 月28日	伊予郡砥部町重光382番 3	松山市余戸南3丁目9番36号 ルネス余戸603号 佐々木 尚 司

○愛媛県告示第892号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年 8 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷3651番 2 から 同町西谷3672番まで	平成22年 8 月 6 日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方3075番 5 から 同町笠方2771番 5 まで	平成22年 8 月 6 日

○愛媛県告示第893号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年 8 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	舌間八幡浜線	八幡浜市栗野浦乙19番20から 同市栗野浦乙19番20まで	旧	メートル 27.6 ~ 30.6	キロメートル 0.014	
			新	29.2 ~ 30.6	0.014	

○愛媛県告示第894号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年 8 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	西予市野村町野村10号472番 3 から 同町野村10号479番 4 まで	旧	メートル 10.0 ~ 23.8	キロメートル 0.056	
		西予市野村町野村10号472番 1 から 同町野村10号479番 1 まで	新	10.0 ~ 23.8	0.056	

○愛媛県告示第895号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年 8 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町舟戸2265番2から 同町舟戸2356番2地先まで	旧	メートル 4.2～20.3	キロメートル 0.316	
		西予市野村町舟戸2257番2から 同町舟戸2356番2地先まで	新	10.6～59.5	0.313	

○愛媛県告示第896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	西予市野村町惣川1944番地先から 同町惣川1927番地先まで	旧	メートル 5.4～9.8	キロメートル 0.035	
		西予市野村町惣川1944番2から 同町惣川1927番2まで	新	11.6～23.4	0.035	

○愛媛県告示第897号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月 6 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	西予市野村町惣川1944番2から 同町惣川1927番2まで	平成22年 8 月 6 日

正 誤

○正 誤

平成22年 7 月27日付け第2187号愛媛県告示第836号（指定道路の指定）中

ページ	箇 所	誤	正
548	4 指定道路の延長及び幅員中	延長 4.00メートル 幅員 34.90メートル	延長 34.90メートル 幅員 4.00メートル